

資料2



実はここにも

総務省

MIC

Ministry of Internal Affairs
and Communications

迷惑メールの現状と対策について

平成19年8月22日
事務局

迷惑メール対策の歴史（再掲）

2001年 携帯電話に着信する迷惑メールが社会問題化

携帯電話事業者による自主的取組
総務省は事業者に対して新たな対策を導入するよう要請

2002年 迷惑メール規制2法が成立

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(迷惑メール法)の制定及び特定商取引に関する法の改正
(携帯電話あて迷惑メールのみならずPCあて迷惑メールも対象)

2003年 ドメイン指定受信の拡充 (PC発迷惑メールへの対応)

携帯電話発迷惑メールの増加

携帯電話事業者による自主規制(迷惑メール送信者の回線停止措置等)及び政府による促進
(その後、携帯電話発迷惑メールは減少)

2004年 迷惑メール(主にPC発携帯電話あて迷惑メール)はなお深刻な問題

迷惑メール法は、施行後3年以内(2005年6月末まで)に政府が法改正の要否を検討すべきことを規定。
→ 総務省は2004年10月7日、「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」を設置。

2005年 迷惑メール法の改正

「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」の報告書を踏まえて、刑事罰の導入を含めた迷惑メール法の改正案を2005年3月国会に提出。5月に成立し、2005年11月に施行された。

2007年 迷惑メールは依然として社会問題

迷惑メール法の改正法は、施行後3年以内(2008年10月まで)に、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨規定。
総務省は、2007年7月24日に、新たに「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」を設置。

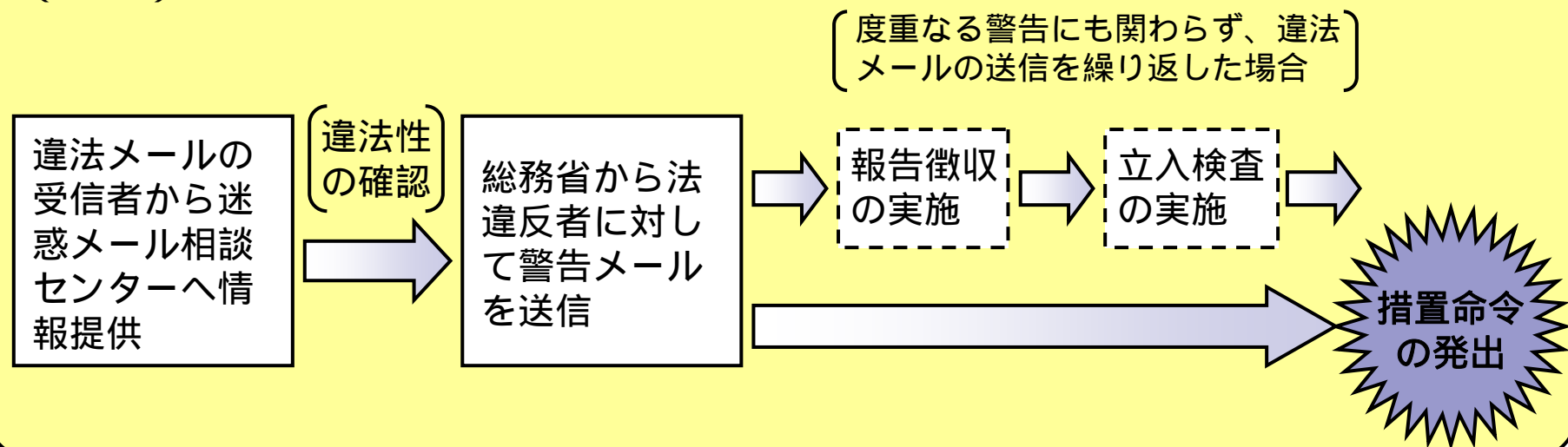
特定電子メール法改正前における執行状況について

措置命令の実施

平成14年12月25日	東京都中野区の事業者（表示義務違反）	
平成15年11月11日	東京都中野区の事業者（表示義務違反）	報告徴収を実施
平成16年4月15日	東京都新宿区の事業者（表示義務違反）	報告徴収を実施
平成17年9月22日	大阪市北区の事業者（表示義務違反）	報告徴収を実施

注：各事業者とも、措置命令後に違法メールを送信した事実は確認されていない。（罰金刑の例はなし。）

（参考）措置命令に至るプロセス



特定電子メール法改正後における執行状況について

1. 警告メールの送信

平成17年11月～平成19年6月に、1,161件の警告メールを送信。

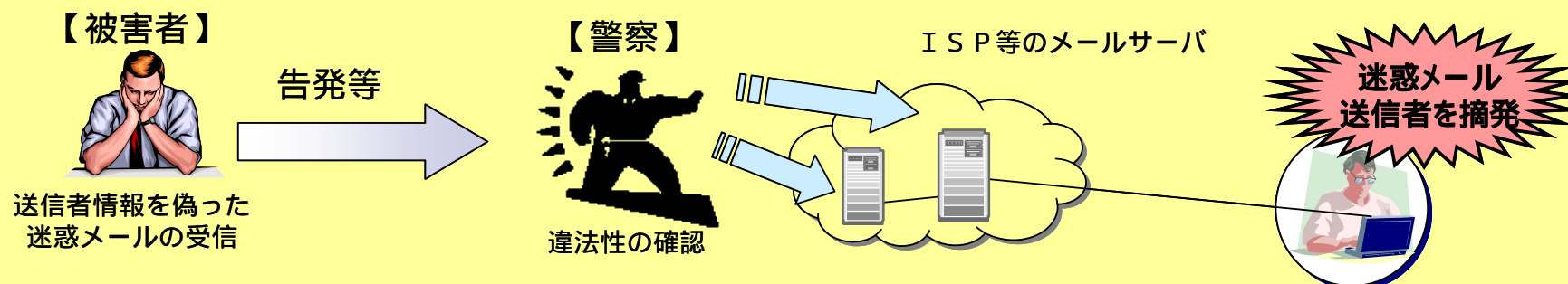
2. 警察による摘発

平成18年5月25日 千葉県警が、特定電子メール法第6条に違反した東京都内の男性を逮捕。

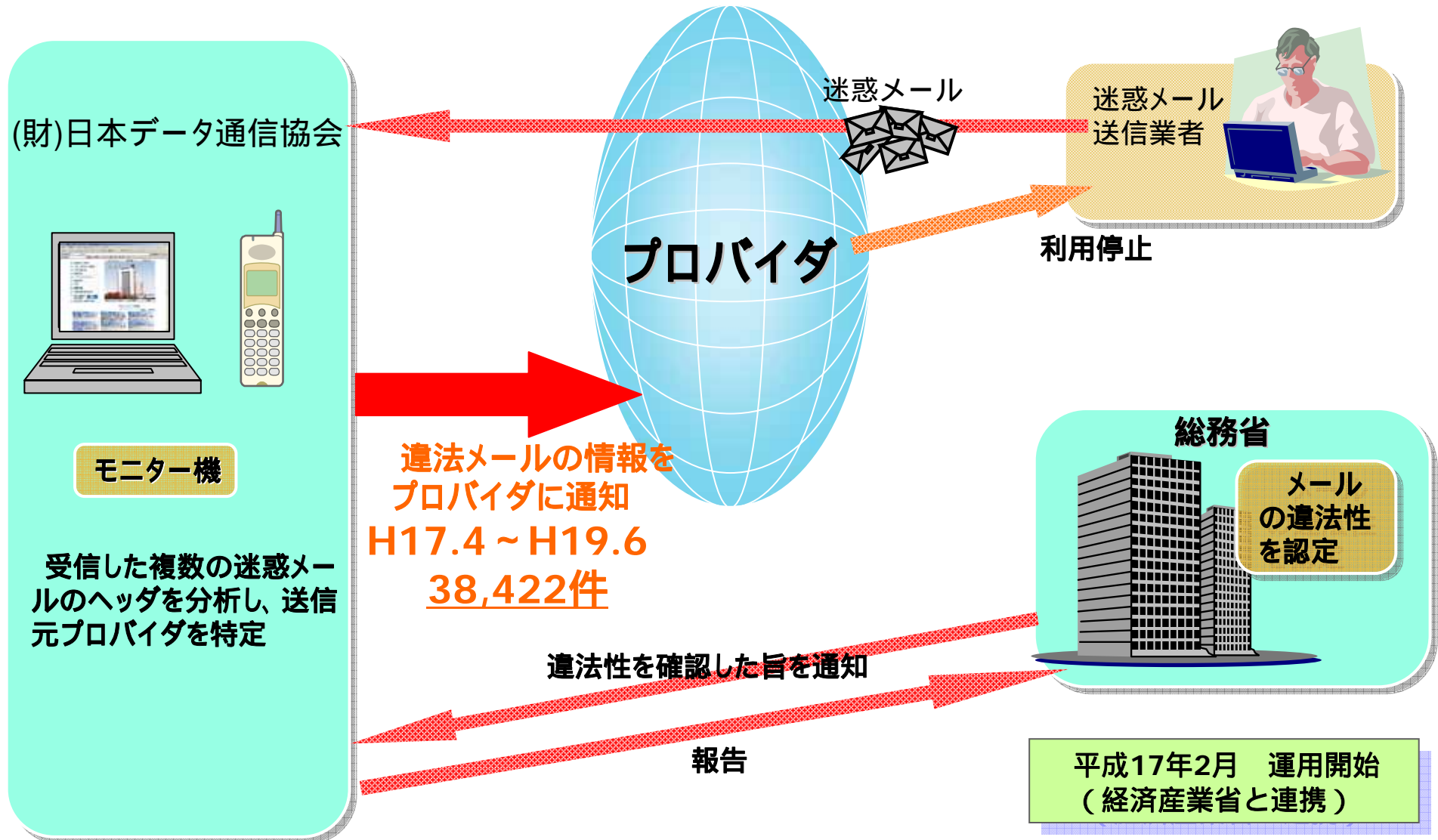
平成18年8月 3日 大阪府警が、特定電子メール法第6条に違反した大阪市内の元会社社長等を書類送検。

平成19年1月16日 千葉県警が、特定電子メール法第6条に違反した東京都内の会社社長等を逮捕。

(参考) 摘発に至るプロセス

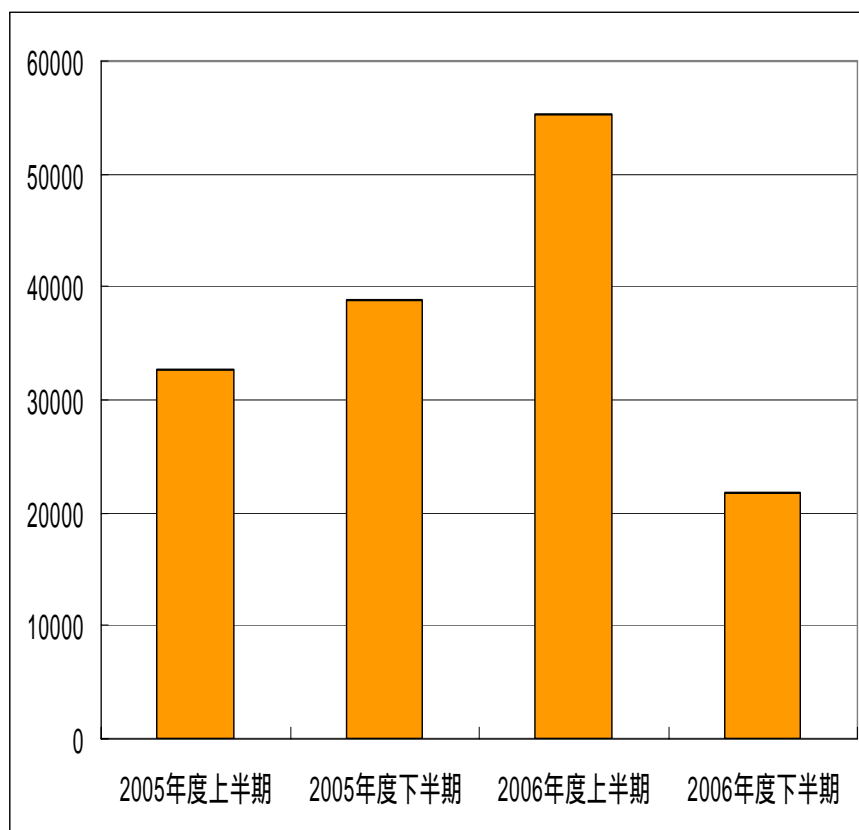


迷惑メール追放支援プロジェクト



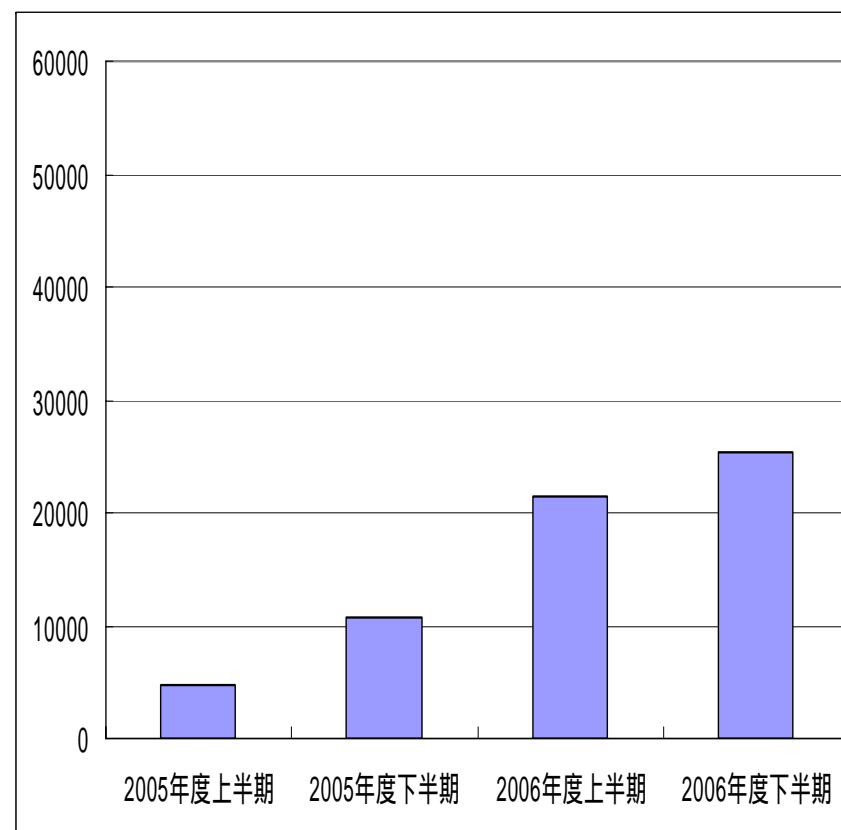
迷惑メールの推移（携帯、PCあて別）

携帯あて



モニター機5台

PCあて

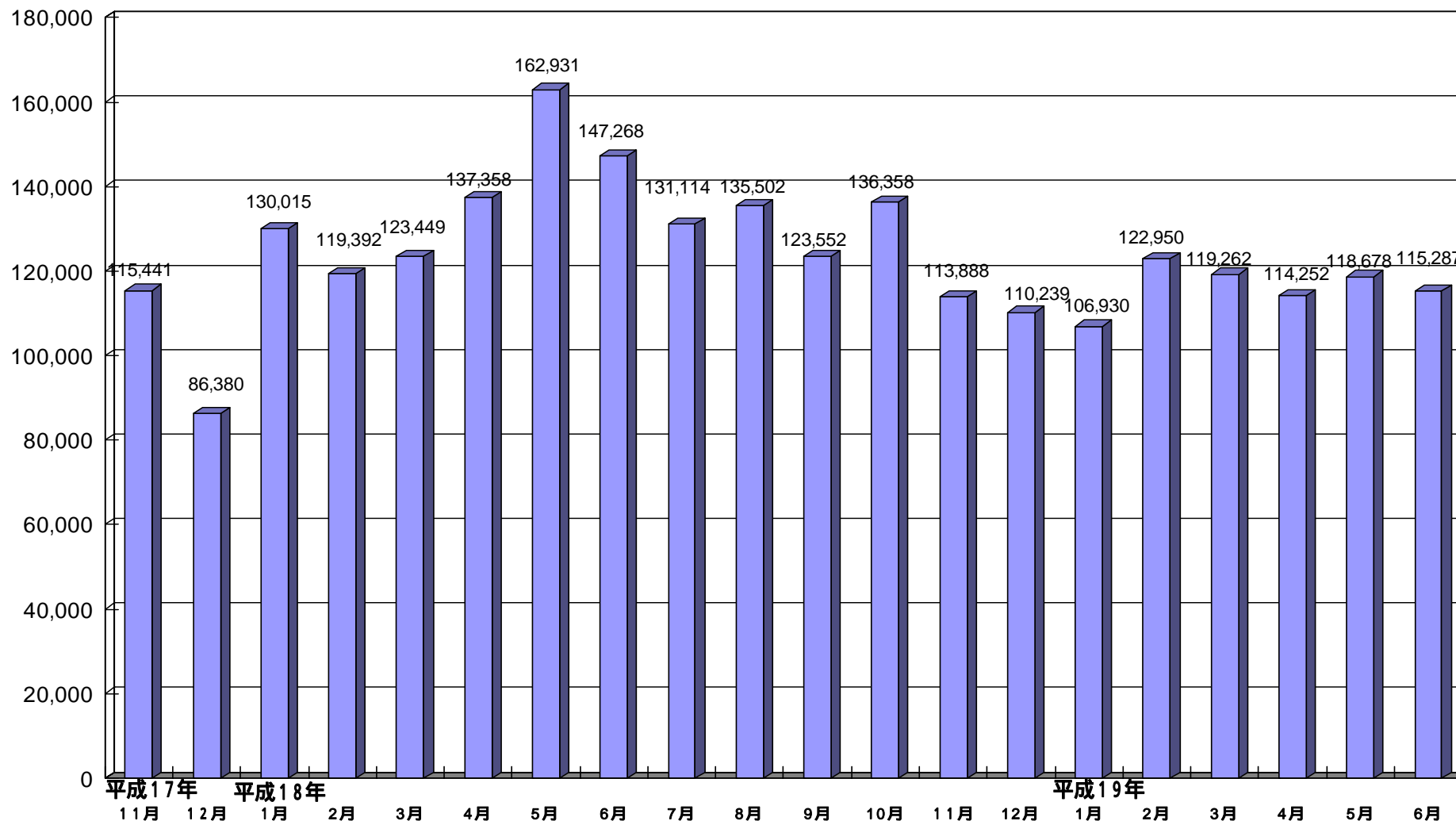


モニター機1台（9アカウント）

注) 2005年度上半期～2006年度下半期に迷惑メール相談センター((財)日本データ通信協会内)に設置したモニター機に着信した迷惑メールを分析したもの

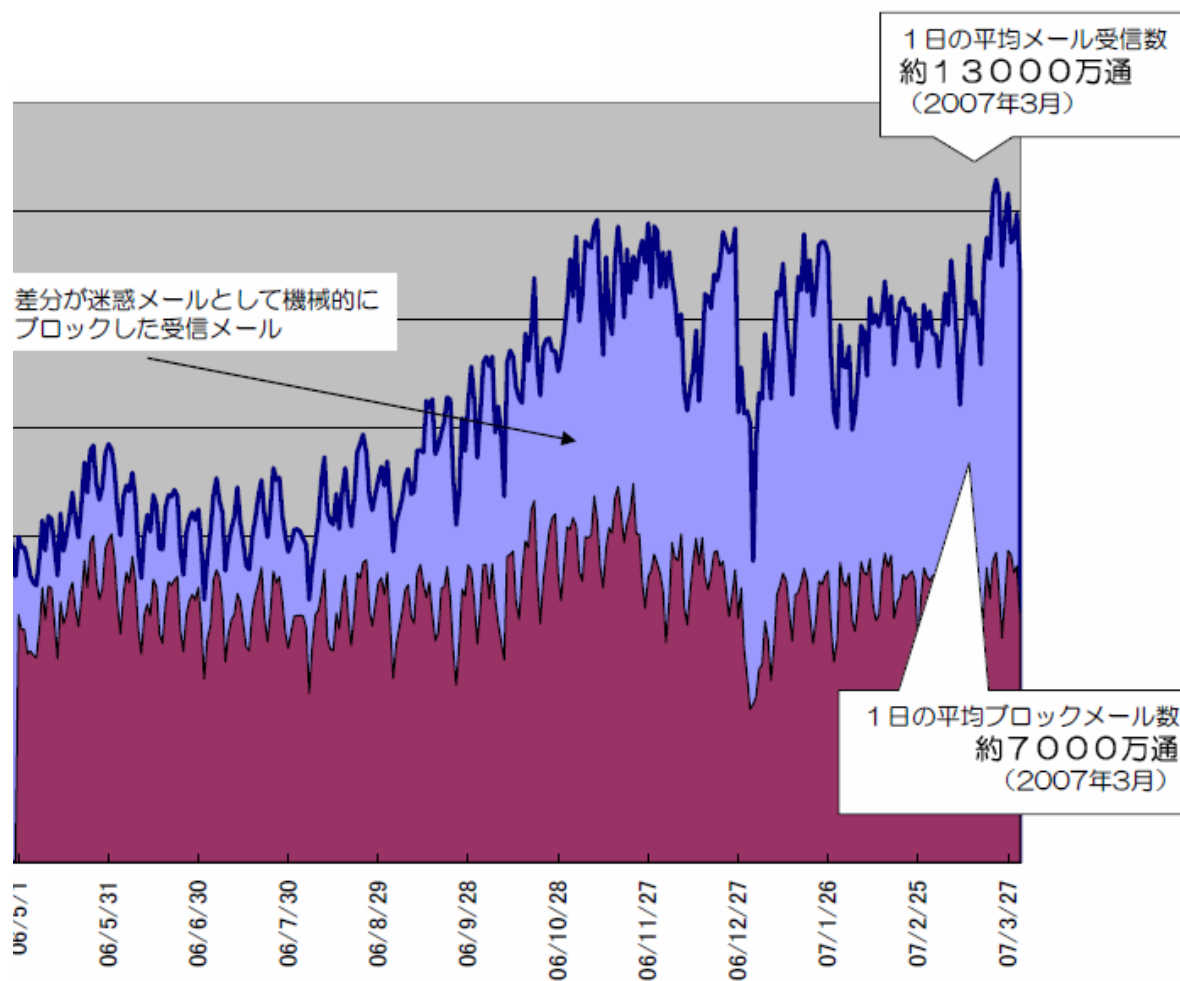
迷惑メール相談センターに寄せられた迷惑メール 申告件数の推移（月別）

(件)



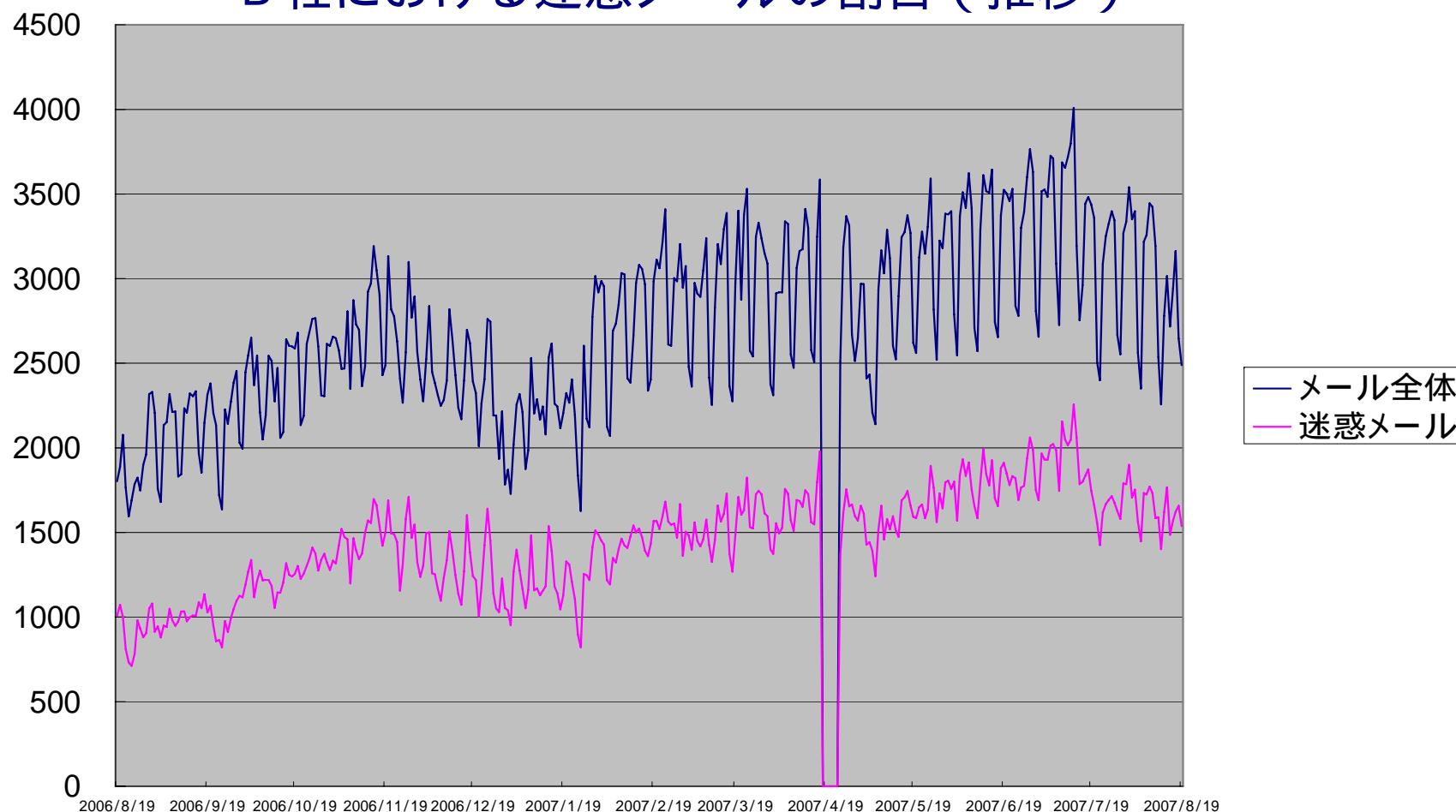
注：「迷惑メール相談センター」とは、「(財)日本データ通信協会」内に設置された組織。

A社総受信メールにおけるブロックメール数の推移



A社はインターネットプロバイダ事業者。

B社における迷惑メールの割合（推移）



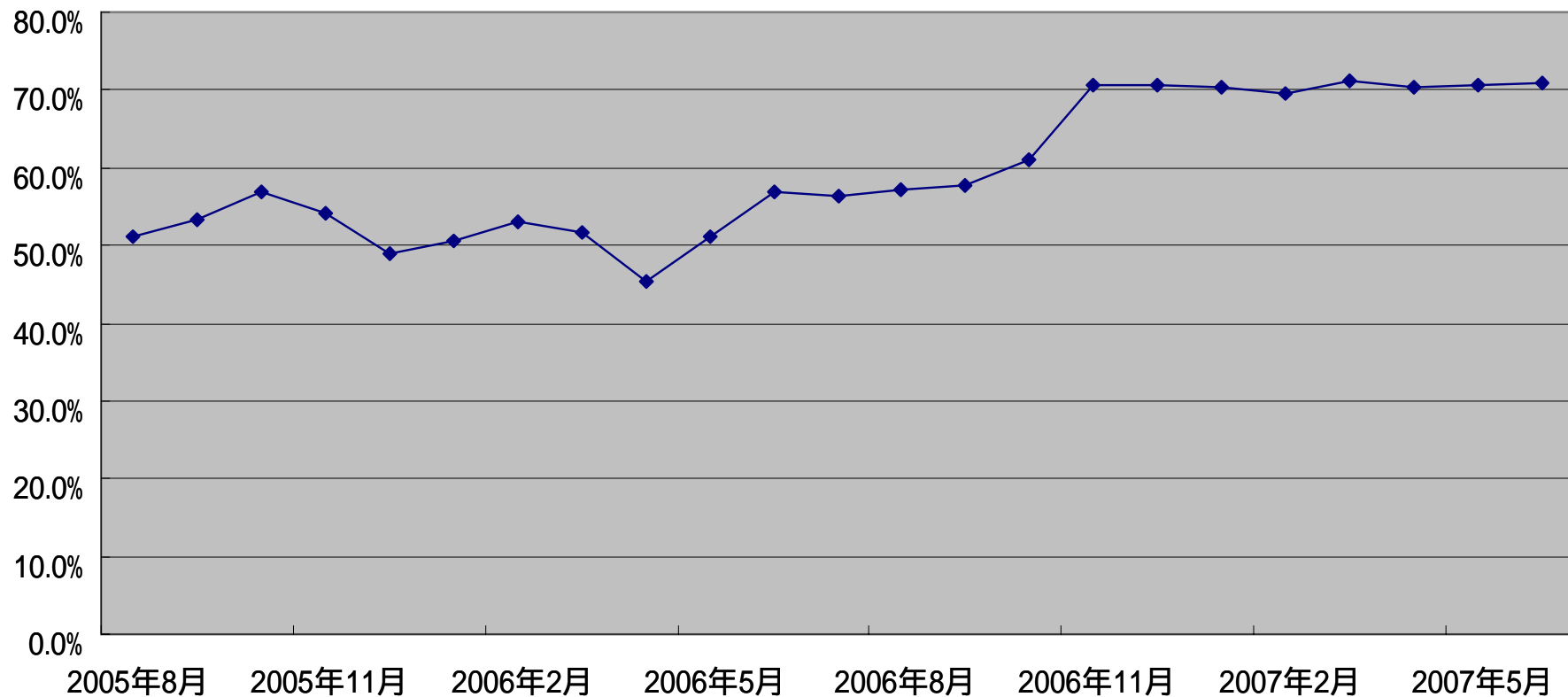
- 1 B社はインターネットプロバイダ事業者。
- 2 B社のあるサーバー1台において受信したメールに占める迷惑メールの割合の推移を示す。
- 3 迷惑メールのフィルタリングは、利用者の設定に基づき、以下の二つの基準を用いている。

セキュリティ対策会社が世界20カ国以上のおとりメールボックスから収集した情報を元に迷惑メールと判定されたもの、すなわち「出会い系、オンラインカジノ、違法な薬物、サラ金等に関するメール」、「あなたが当選されました！メール」、「常識では考えられないようなディスカウントの提供メール」等について迷惑メールとする判定を利用

個別利用者が受信したメールから迷惑メールを指定したものを自動的に学習し、メールの件名や本文で使われる単語の特徴や頻度を元に判定

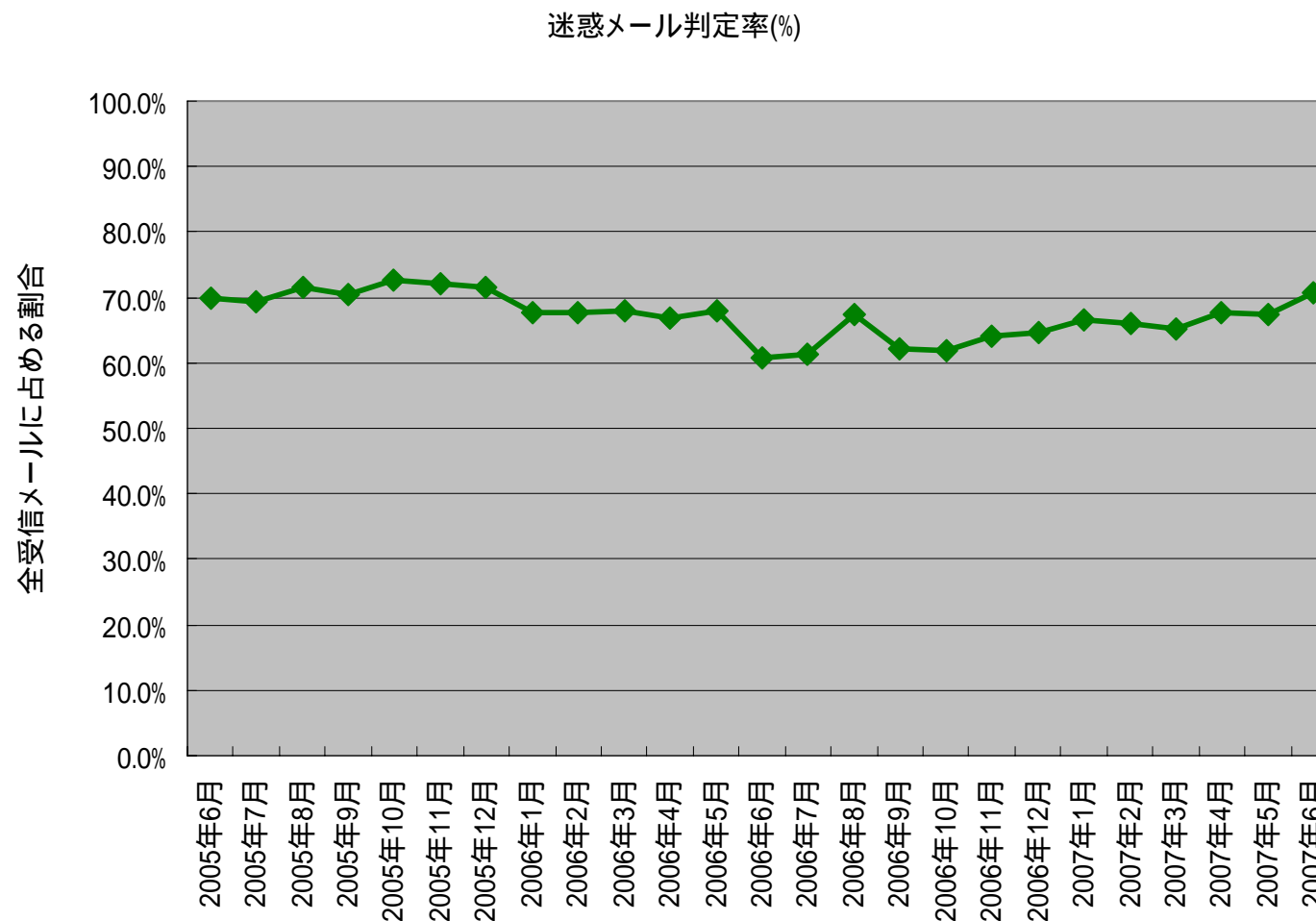
A社における「迷惑メール」の割合（推移）

迷惑メール判定度90%以上比率推移



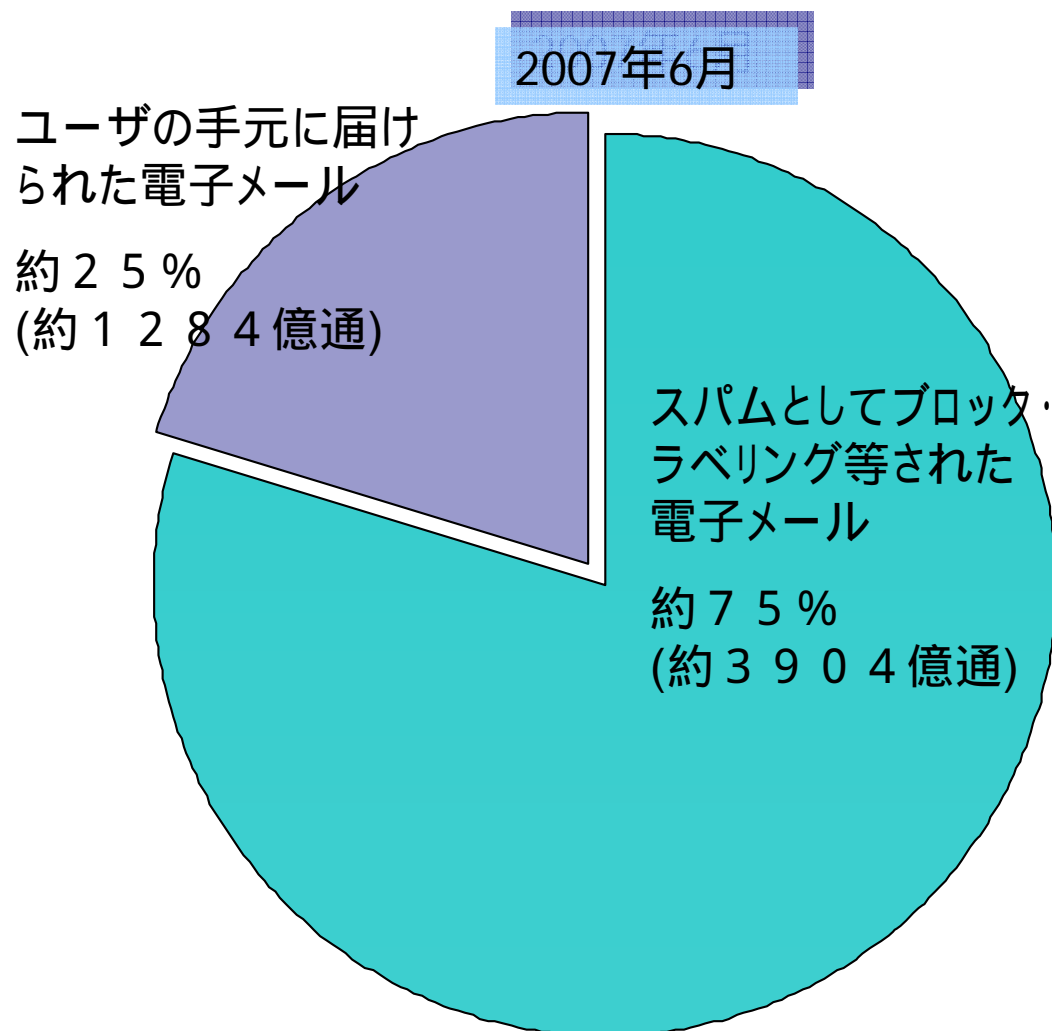
- 1 A社はインターネットプロバイダ事業者。
- 2 迷惑メールフィルタリングサービスで迷惑メールと判定された割合を示す。
- 3 迷惑メールをフィルタリングする際は、米国D社のデータベースを採用。

C社における「迷惑メール」の割合（推移）



- 1 C社はインターネットプロバイダ事業者。
- 2 全受信メールのうち迷惑メール防止用フィルタリングにかかったものの割合を示す。
- 3 迷惑メールをフィルタリングをする際は、「利用者からの報告等に基づくIPアドレスレピュテーション」、「類似の内容を含んだメールが大量に送られているか」、「フィッシングサイトへの誘導URLを含んでいるか」といった要件に基づき実施している。

世界の全メールトラフィックに占めるスパムの比率

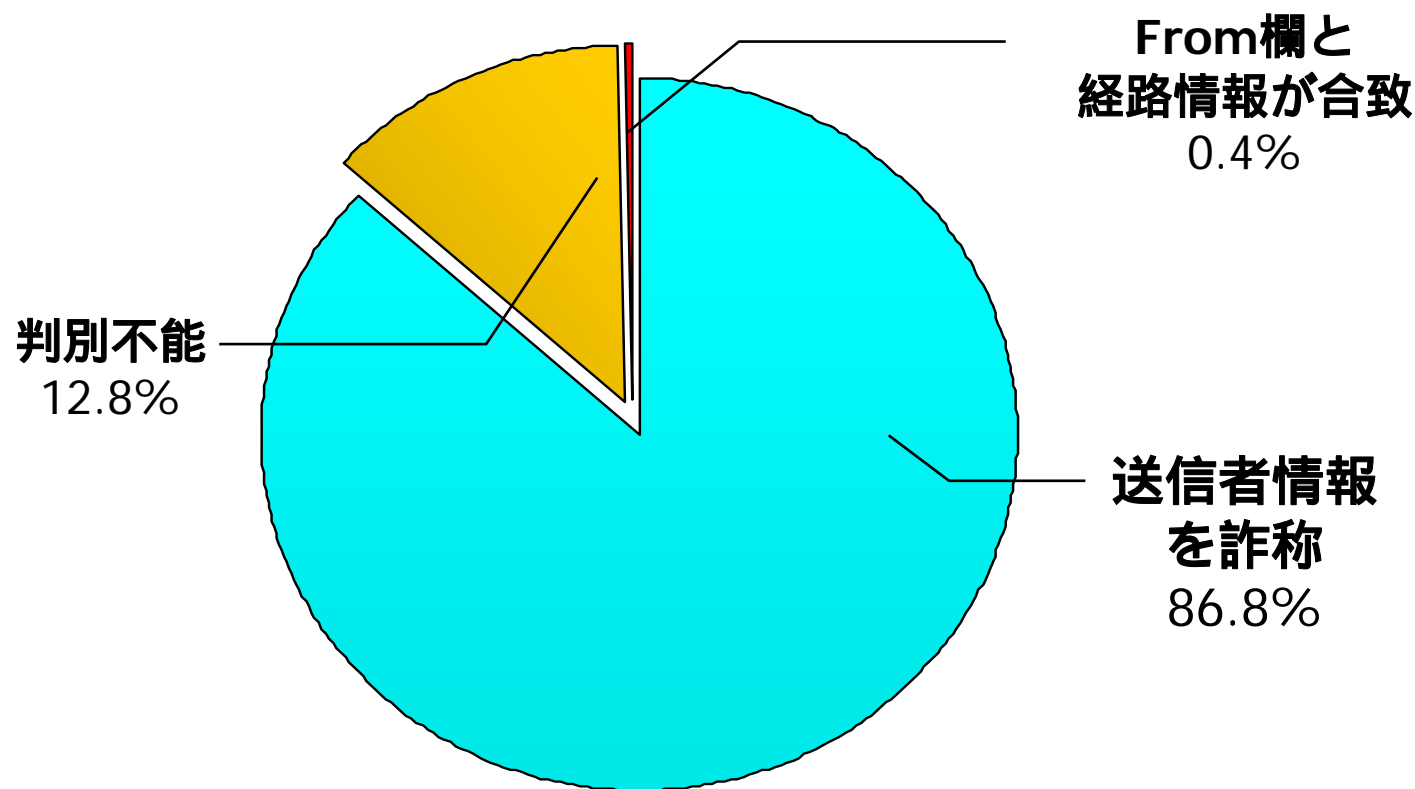


出典: MAAWG (米国における通信事業者等により構成される迷惑メール対策団体) 公表資料 (2007年6月)

(2007年第1四半期にMAAWGに参加するISP等の運営する5億個以上のメールボックスから収集したデータを分析したもの)

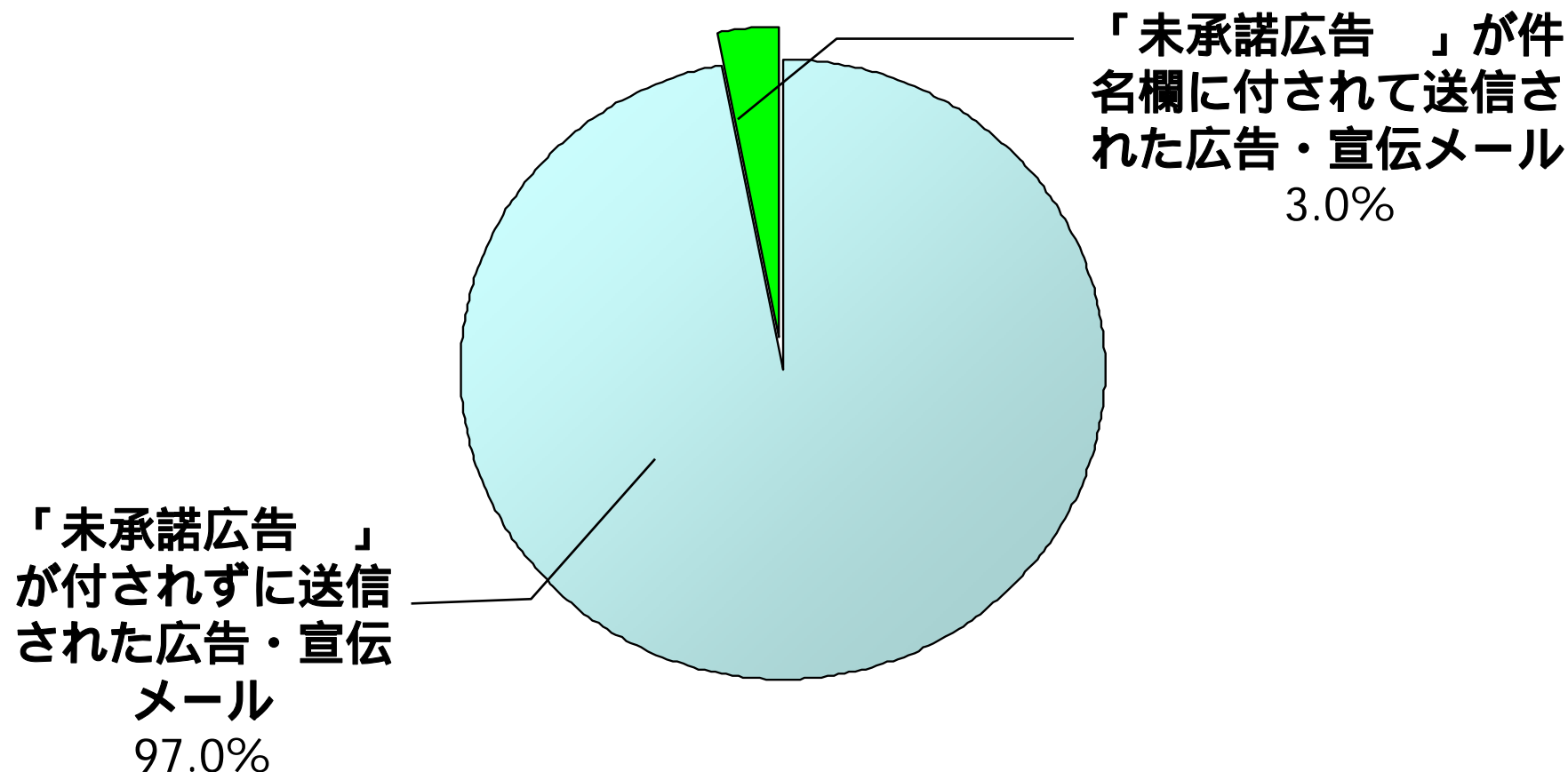
法律の遵守状況（送信者情報を偽った迷惑メールの割合）

2007年6月～7月に（財）日本データ通信協会に設置したモニター機に受信した迷惑メール（10,844件）を調査した結果、86.8%が送信者情報を偽って送信されていた（疑わしいものも含む）。



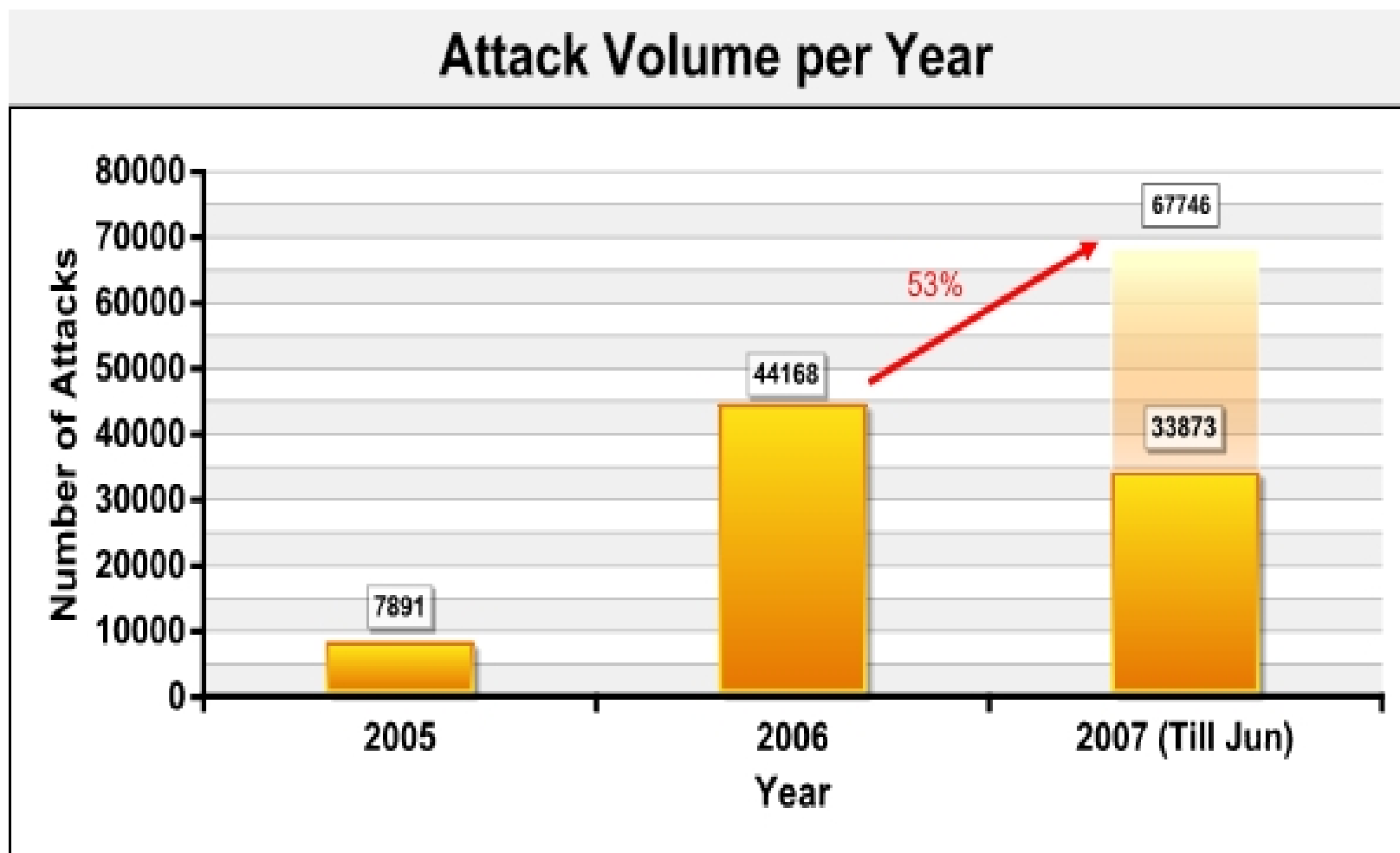
法律の遵守状況（表示義務を遵守した広告・宣伝メールの割合）

2007年6月～7月に（財）日本データ通信協会に設置したモニター機に受信した迷惑メール（10,844件）を調査した結果、件名欄に「未承諾広告」を付している広告・宣伝メールは、わずか3.0%にとどまっていた。

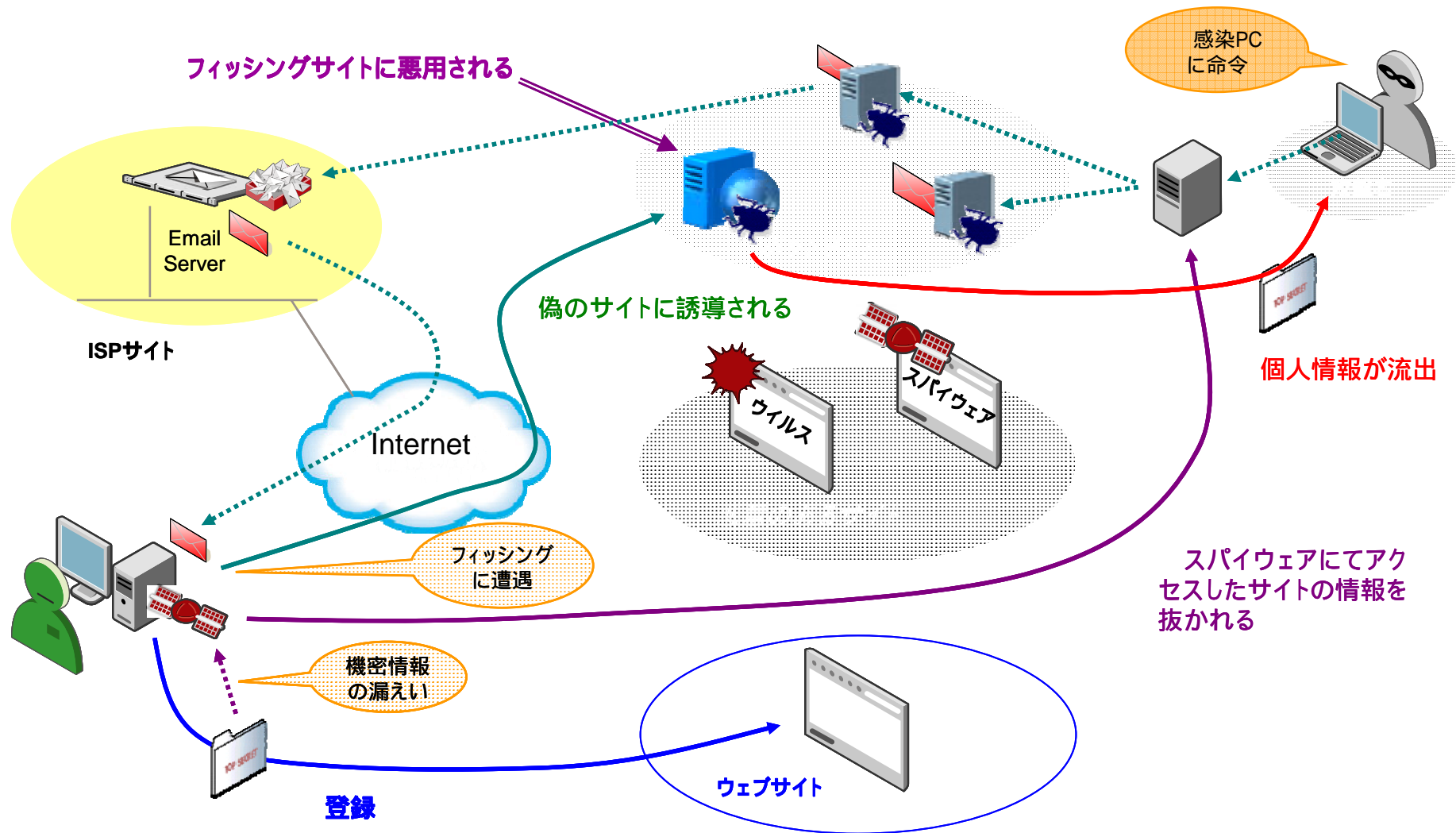


フィッシング被害の推移 (RSAセキュリティ社資料)

- ▶2006年から2007年に、フィッシング攻撃が50%以上急増



フィッシング・ボット攻撃事例（シマンテック社資料）



(参考) 迷惑メールに関する利用者アンケート

2007年8月に(財)日本データ通信協会が電子メール利用者に、「今後、広告・宣伝等のメールの受信を希望するかどうか」についてアンケートを実施したところ、95%は「一切受信を望まない若しくは同意したもの以外は受信を望まない」という回答結果となった。

